ＡＤＲセンターと
認定土地家屋調査士の将来を考える

令和３年２月１３日

日本土地家屋調査士会連合会常任理事　北村秀実

今日のお話しの流れ

1.最近の情勢

2.連合会の取り組み

3.ADRセンターの将来を考える

4. 認定土地家屋調査士の将来を考える

成長戦略フォローアップ（令和２年７月１７日閣議決定）

- ウ）裁判手続等の IT 化の推進

・司法府による自律的判断を尊重しつつ、以下の取組を行う。

－オンライン申立て、訴訟記録の電子化、訴状の電子送達、手数料等の電

子納付、双方不出頭の非対面での期日等を実現するため、2022 年中の民

事訴訟法等の改正に取り組む。

・オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証ADR 事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討等、オンラインでの非対面・遠隔での相談や手続の実施等に関する検討を 2020 年度中に進める。

ODR活性化検討会

オンラインでの紛争解決（ODR：Online Dispute Resolution) など、IT・AIを活用した裁判外紛争解決手続など民事紛争解決の利用拡充・機能強化に関する検討を行った。

- 令和元年９月２７日（第１回）～令和２年３月１６日（第７回）

第１段階 ［導入フェーズ］

- （インターネット上で） 法情報・解決手法等 に関するランダムな 検索
- メールでの相談・ 資料提出
- テレビ・ウェブ会 議の活用　市販のメール・ＳＮＳツールの利用
- メールでの申立 て、資料提出

第２段階 ［発展フェーズ］

- （上記情報の） より効果的な検索、 信頼できる情報の集 約されたポータルサ イト化
- 非対面のチャット 方式（メッセンジャー アプリ等）の活用
- 先例の検索等によ る相談場面での活用 ⇒ 相談対応の迅速化・ 質の向上
- （紛争解決に特化した）専 用アプリ・ウェブ ツールの開発・提供（カスタマイズされた ウェブ会議、チャット方 式等）
- （ＡＤＲ機関共通 の）専用プラット フォーム（記録提 出・管理・保存・振 り分け機能）

第３段階 ［進化フェーズ］

- ＡＩによる情報提供 ⇒ 先例分析による解決 の選択肢・解決水準・ 解決可能性等の提供
- ＡＩによる自動応 答・相談支援 ⇒ 相談内容の整理・相 談員支援
- ＡＩによる交渉支援 ⇒ 場の設定、合意誘導, 解決目安の提示・合意案 の検討・作成の支援
- ＡＩによる合意解 決支援 ⇒ 調停人サポート型 ／当事者支援型 相談・交渉・ADR業務において、将来的にはAIによる個別事案の分析、 診断、妥当な解決案の提示等を行う専門家等の判断を支援するAIツール

ODR推進検討会

ADRについては、近年のIT技術の飛躍的進歩やAI技術の発展に伴い、オンラインでの紛争解決手続きであるODR（Online Dispute Resolution) の在り方に注目が集まりつつあるところですが、「成長戦略フォローアップ」において「オンラインでの紛争解決の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続きに関する紛争解決手続きにおける和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務の強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討～（中略）～を２０２０年度中に進める」とされたこちおを」受けて、法務省は「ODR推進検討会」を設置し、各界の有識者から専門的な知見に基づく幅広い意見を伺う。

- 令和２年１０月１２日（第１回）～

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会

「裁判の迅速化に係る検証に関する検討会」は，裁判の迅速化に関する法律(平成15年7月16日施行)に基づき，裁判所が裁判の迅速化に係る検証を行うに当たって，この検証の実施に関する事項について，学識経験者や裁判を担う法律家の方々から意見を聴くための会議。

第１回（平成１５．１２）～第６３回（令和１・９）

民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

・専門的知見関係

１専門委員のより一層の活用

２ADRの活動の充実

裁判の迅速化に係る検証に関する検討会



裁判手続きの

3　民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策

民事訴訟一般に共通する長期化要因として，主に争点整理の長期化に関連する要因，主に証拠収集に関連する要因，専門的知見を要する事案に関連する要因並びに争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関する要因が挙げられるところ，以下のとおり，これらの長期化要因に関する施策を検討した。なお，それらの施策をまとめたものが，本章末尾の図である。

3．1　主に争点整理の長期化に関連する要因に関する施策

3．1．1　争点整理のステップを意識して進めていくための施策*11

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，争点整理手続について，裁判官が，当事者に対して，その訴訟において客観的に重要と考えられる争点は何かを示し，その争点に関する活発な意見交換を促すとともに，不要と考える主張については，その必要性に関する慎重な検討を促し，説明を求めるなどの積極的な関与を行わなければ，争点整理が実質的に進行せず，長期化することになりかねないとの指摘がされている（分析編13頁）。

また，争点整理実施率自体は相当に高くなっているが，その中で，真の意味での争点整理が実施されているのかを疑問視する声もあるとの指摘もされている（分析編13頁）。

(2)　第31回検証検討会（第３回報告書公表後に開催）以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　争点整理を効率的・効果的に行うために，争点整理手続を概念的に整理し，①証拠収集・主張提出段階，②争点議論段階，③争点確定段階という３つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスにすることができないか。

・　①証拠収集・主張提出段階，②争点議論段階，③争点確定段階の３つのステップを意識して争点整理の運用を進めることについては異論はないが，このようなステップを骨組みとした制度を固めてしまうと手続が硬直化しかねない。

・　平成15年の民事訴訟法改正により計画審理が導入されたが，現状において必ずしも十分活用されていないので，計画審理を充実させるため，現行の制度を再検討できないか。

・　実務的には，計画審理が有効と考えられる類型の事件とそうでない類型の事件とがあるので，計

*11　以下の施策案に加えて，争点整理の長期化に関連する要因に関する施策として，単独事件における争点整理裁判官制度の導入を指摘する意見があり，その可能性についても検討課題となり得よう。すなわち，本来，合議体により審理するのが相当な事件については，後記3. 4. 1や5. 1. 3のとおり，合議体による審理を強化することにより対応を図ることになるが，単独事件であっても，わざわざ合議に付するまでの必要はないが，多少争点があり内容がやや複雑なため，担当裁判官以外の裁判官のマンパワーを活かすことが有効な事件も存在する。そのような事件の充実・迅速化のためには，従前の準備手続裁判官のように，一定の要件等の下に，担当裁判官に加えて，受訴裁判所を構成する裁判官所属の裁判所の裁判官が機動的に争点整理や和解の試みを行うことを可能にする，争点整理裁判官の制度を導入することも考えられ，合議体による審理の強化の状況とバランスを取りつつ，検討していくべき課題といえよう。

画審理の利用が進んでいない原因究明等を行うに当たっては，その対象事件を明確にし，計画審理が有効と考えられる類型の事件については，その活用に向けた前向きな検討を行うべきである。

・　あるべき争点整理の姿や施策の検討に当たっては，期間の短縮や促進の観点だけでなく，充実，適正，実効化（争点整理を通じて事件解決の見通しが共有化され，同時に和解の可能性が醸成されること）の観点を考慮すべきであり，裁判の利用者である当事者の納得も考慮すべきである。

・　争点整理のあるべき姿並びにこれを踏まえた裁判所及び当事者の役割についてコンセンサスを確立することが必要である。

・　争点整理を促進するためには，これに対するインセンティブを付与することを考えるべきである。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　争点整理の円滑化のためには，裁判官が当事者に対して十分な求釈明を行うなど，争点整理への積極的な関与が必要である。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　民事第一審訴訟（過払金等以外。ただし，欠席判決で終局した事件を除く。）における争点整理実施率は，平成22年においても45.4％と比較的高い割合を保っており，特に実質的に争点整理を必要とする事件の占める割合が高いと考えられる審理期間が６月を超える事件においては，８割近くの事件で争点整理手続が実施されている。【図１】

・　人証調べを実施して判決で終局した事件の手続段階別の平均期間をみると，平成22年においては，第１回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間（争点整理期間）が審理期間全体の64％を占めている。また，前記争点整理期間について，経年推移をみると，平成18年（10.7月）から平成22年（11.9月）にかけて，年々長期化している。【表２】

・　民事第一審訴訟（過払金等以外）のうち，争点整理を実施した事件（準備的口頭弁論又は弁論準備手続を実施した事件）における平均争点整理期日回数は，平成22年では6.3回であり，平成17年（5.9回）以降，おおむね増加傾向にある。【図48】

　争点整理期日回数別の事件数をみると，平成22年では，11回以上を要している事件が5000件以上に上り，総数に占める同事件の割合も14.9％と高い。【表49】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　争点整理のステップの明確化

　争点整理を効率的・効果的に行うために，①証拠収集・主張提出段階，②争点議論段階，③争点確定段階の３つのステップを明確に意識して進めていくプラクティスを可能にする方策について，検討を進める。

○　その利用が有効な事件類型における計画審理の再検討

　計画審理が合理的な審理を行う上で有効と考えられる類型の事件において，計画審理の利用が進んでいない原因を分析しつつ，利用促進の可能性について検討を進める。

３．１．２　訴え提起後の比較的早期の段階において証拠を収集する制度

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，弁護士ヒアリング及び企業法務弁護士ヒアリングの結果として，当事者は，相手方の対応を見ながら主張立証の準備を検討するので，最初からすべての主張や証拠を提出す

ることは難しいこと（概況・資料編197頁），相手方が保有する資料の開示・提出をめぐるやりとりに時間を要する場合があること（概況・資料編190頁）が紹介されている。

また，調査嘱託*12や文書送付嘱託*13に対する回答に時間を要する場合があることも指摘されている（概況・資料編190頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　当事者の証拠提出が遅いため，争点についての議論が深まらない事例も多いこと，主張を整理した後に，これと矛盾した証拠が提出され，主張整理をやり直さざるを得ない事態に陥る事例もある。文書提出命令*14，文書送付嘱託，調査嘱託等の証拠収集方法については，原則として，前記の証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度を導入できないか。

・　前記の証拠収集・主張提出段階の期間内に証拠収集方法を申し立てる運用を心がける点については異論がないが，制度として導入することについては，その必要性を慎重に検討する必要がある。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　証拠収集方法の期限内提出制度の導入

文書提出命令，文書送付嘱託，調査嘱託等の証拠収集方法について，早期の申立てが困難な場合があることを考慮しつつも，主張整理に必要な資料が早期に提出されないという訴訟の合理的な進行のマイナス要因の解消に向けて，原則として，前記の証拠収集・主張提出段階の期間内に申し立てなければならないとする制度を導入することができないか，検討を進める。

３．１．３　口頭の議論を活性化させるための施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見が出された。

・　前記の争点議論段階において，口頭での議論を行い，争点整理期日を活性化するために，例えば弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日を設けるなどの試みはできないか。

・　口頭で議論を行い，争点整理期日を活性化させることは必要であるが，現在の運用上の工夫で実現できていない原因を分析した上で検討すべきである。

・　弁論準備手続の中で集中的に議論を行う期日を設けることについては，複雑な専門訴訟等では必要と思われるが，それ以外の一般的な事件まで広く対象に含める必要はないのではないか。

・　裁判所による争点整理における心証開示を強化する施策は考えられないか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　争点整理を活性化させるためには，弁論準備手続期日において口頭での議論を行うことが有益である。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

---

*12　民事訴訟法186条参照
*13　民事訴訟法226条参照
*14　民事訴訟法221条参照

○　集中的に口頭議論を行う期日の実現

現在の実務で，実質的な争点のある事件の争点整理期日において十分に口頭議論がされているかを分析し，期日が活性化されていない場合にはその原因を分析し，必要があれば，前記の争点議論段階において，弁論準備手続の特定の期日に集中的に議論を行う期日を設けることも含め，検討を進める。

３．１．４　効率的・効果的な争点整理に有効な書面作成の促進に関する施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングで，争点に照らして過度に大部の準備書面を提出する事例が挙げられ，当事者としては，主張の分量で相手方を下回るわけにはいかないと考えるため，同程度の分量で反論せざるを得ないとの指摘があったことや，東京地裁本庁における民事通常事件を担当している裁判官に対するアンケートでも，準備書面が不必要に長く，中身のないものが散見されるとの指摘があったことが紹介されている（分析編11頁，12頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見が出された。

・　前記の争点議論段階や争点確定段階において，争点整理に有効な時系列表，主張対比表，主張要約書面等について，事案をよく知る当事者において作成することがより迅速な審理に資する場合があるので，このような場合には，裁判所において当該書面等の提出を当事者に求めることができる制度を導入することはできないか。

・　前記の争点議論段階や争点確定段階において，準備書面の分量を制限すること，一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することや，裁判所が必要と考える事項を準備書面に記載することを求めることができる制度を検討できないか。

・　準備書面の分量制限やサマリーは必要であるが，現在の運用上の工夫で実現できていない原因を分析した上で検討すべきである。

・　裁判所が当事者に争点整理に有効な時系列表等の提出を求めることや，準備書面の分量を制限したり一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することを求めることは，いずれも運用上の努力によって対応可能であり，制度化するまでの必要はないのではないか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　依頼者の満足感を得る目的で必要以上の分量の準備書面を作成することは，本来の訴訟活動の在り方からいうと適切でない。事案によっては，準備書面の分量が多くならざるを得ない場合もあるが，その場合には，準備書面の内容を簡潔にまとめたサマリーを同時に裁判所に提出する方法が有益である。

・　準備書面を簡潔な内容とするために，依頼者の詳細な言い分は，できる限り陳述書に盛り込む方法も有益である。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　時系列表等の提出を求める制度の導入

前記の争点議論段階や争点確定段階において，裁判所において争点整理に有効な時系列表，主張対比表，主張要約書面等の提出を当事者に求めることができるようにする方策について，適切な制度の

導入の可能性も含めて，検討を進める。

○　準備書面の分量制限等を求める制度の導入

準備書面の分量を制限すること，一定の分量以上の準備書面にはサマリーを記載することや，裁判所が必要と考える事項を準備書面に記載することを求めることについて，準備書面の分量が多くならざるを得ない事案があり得ることも視野に置きつつ，適切な制度の導入の可能性も含めて，検討を進める。

３．１．５　提出期限遵守のための制裁

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，裁判官ヒアリングの結果として，準備書面の提出期限が守られず，迅速な手続進行について当事者の協力が必ずしも十分でないことが紹介されている（分析編11頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　迅速な手続進行に協力しない当事者に対し，当事者と協議の上，実効的な措置がとれるよう，失権効の制度等の導入ないしは何らかの制裁型スキームの導入を検討すべきではないか。

・　各事情等を普遍化して要因ごとに「義務違反の場合の制裁強化」等の施策を検討することは相当ではなく，「当事者（代理人を含む。）の意識」の点を含め，その対応策は，「あるべき争点整理の姿」の視点に立った全体的な運用上，制度上の施策の検討に収斂していくべきである。

・　証拠の提出時期については，例えば，時機に後れた攻撃防御方法の却下の活用等，運用上の工夫により改善できる余地もあるのではないか。

・　失権効の制度等の導入ないしは何らかの制裁型スキームの導入について，検討を進める前提として，時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の利用が進まない理由を十分検討しておく必要がある。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　当事者が決められた提出期限を遵守せずに主張・立証を後出しした場合には，争点整理の円滑化のため，「時機に後れた攻撃防御方法の却下」を利用するなどして，厳正な対処が必要である。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入[*15]

当事者が攻撃防御方法の提出期限を守らない場合の制裁としては，現行法上も，時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度[*16]があるが，その利用が進んでいない原因を分析しつつ，この制度に加え，早期の提出をより一層確保するため，迅速な手続進行に協力しない当事者に対し，失権効の制度ないしは何らかの制裁型スキームを導入することについて，制度の導入に伴う実務上の問題点を踏まえながら，その必要性も含めて検討を進める。

３．１．６　当事者のニーズや事件規模等に応じた手続

*15　証拠収集に関するものも含め，裁判所の訴訟指揮や判断の実効性を確保するための方策として，後記3.2.3で法廷侮辱に対する制裁の導入について検討を進めることを取り上げている。

*16　民事訴訟法157条参照

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，ビジネス上，訴訟で迅速に解決すべき事案もあることが紹介されている（概況・資料編199頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　裁判に求められる真実の究明と迅速性のバランスや裁判に対する当事者のニーズは様々であるから，当事者のニーズや事件規模等に応じ，一定の事件については，多数の争点整理期日を重ねる負担を避けて，短期間のうちに解決ができるよう，審理期間を短くする手続ないし簡易の手続を作ってはどうか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　企業のニーズを踏まえ，特に訴額が少額の事件等において，経済合理性に見合った簡易，迅速な審理手続が必要である。労働審判は当事者にとって大変使い勝手の良い制度であるので，他の事件類型で適切なものがあれば，異議によって訴訟に移行する仕組みとした上で，簡易な手続の枠組みを設けることが有益である。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　民事第一審訴訟（過払金等以外）において，事件規模ごとに終局までに要する期日回数の状況を把握するため，訴額別の期日回数をみると，訴額が小さいほど期日回数が少ない傾向が認められるものの，500万円以下の事件でも，平成22年の平均期日回数は3.8回であり，６回以上の期日を要している事件の割合も少ないとはいえない。【図50】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　迅速手続の検討

紛争当事者のニーズや事件規模，事件類型等に応じて，必要性，有効性を吟味した上で，一定の事件に関して，審理期間を短くする手続[*17]について，既存の手続，制度との関係も考慮しつつ，検討を進める。

３．１．７　本人訴訟への対応の強化

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　本人訴訟における争点整理の問題を克服するため，弁護士強制主義について検討することが考えられるのではないか。

---

*17　制度を創設した場合の具体的な手続については，当事者のニーズや対象となる事件類型等の課題を慎重に検討した上で考えていく必要がある上，枠組みとしても多様なものが考えられるが，一例を挙げると，以下のような手続のイメージが考えられる。
・訴え提起時に原告がこの手続を選択し，被告も異議を出さず，裁判所も事案にかんがみて相当と認める場合に，この手続を利用する。
・争点整理に要する期日の回数を「○回以内」と限定し，集中証拠調べをする。
・当事者間での当初の短期間審理の合意を実効的にするため，当事者が，期日の回数制限を超えて，攻撃防御方法を提出しようとすれば却下するなどとする。

○　実情調査では，本人訴訟の実情，最近の本人訴訟の傾向について，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　本人訴訟は減っておらず，ある程度複雑な事件で弁護士が就いていない場合は，弁護士が就いた場合と比較して，当事者が的確な主張・立証を調えるのに時間を要する場合が多い。本人訴訟においては，裁判所の負担が重い。

・　書記官の業務としても，本人訴訟では，当事者本人への手続案内や電話対応に多くの時間と労力を要している。

・　いわゆる勝ち筋の事案なのに弁護士を頼まない当事者本人や，当事者双方にそれなりの言い分のある本人訴訟が増えている。

・　本人訴訟の当事者の中には，経済的理由で弁護士に依頼しないというより，むしろ，本人自身による訴訟遂行を積極的に望んでいる者が少なからずいる。

・　本人訴訟における裁判所の負担を軽減させ，適切で合理的な手続の進行を図るため，弁護士選任率を高めることが望ましい。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　平成22年における民事第一審訴訟事件（全体）の訴訟代理人の選任状況をみると，当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は27.8%（過払金等以外事件では40.1%），原告側のみに訴訟代理人が選任されている事件は45.3%（同36.9%），被告側のみに訴訟代理人が選任されている事件は3.7%（同3.8%），当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件は23.3%（同19.2%）である。経年推移をみると，平成17年以降，弁護士が顕著に増加しているにもかかわらず，当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は，過払金等以外事件では，ほぼ横ばいの状態が続いている。【表51】

同様に，訴訟代理人の選任状況を民事控訴審訴訟事件（高裁）についてみると，平成22年では，当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は60.6%（過払金等以外事件では70.3%），控訴人側のみに訴訟代理人が選任されている事件は7.3%（同6.8%），被控訴人側のみに訴訟代理人が選任されている事件は23.7%（同16.0%），当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件は8.4%（同6.9%）である。経年推移をみると，民事第一審訴訟事件と同様に，平成17年以降，当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は，過払金等以外事件では，ほぼ横ばいの状態が続いている。【表52】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　弁護士強制制度の導入

後記５．２．１(3)「本人訴訟への対応の強化」のとおり

３．１．８　ＡＤＲの結果の活用

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　争点整理手続の問題点については，前記３．１．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，ＡＤＲがあまり利用されていないことが紹介されている（概況・資料編196頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　一般的な事案においてもＡＤＲを活用することが重要であり，ＡＤＲで行われた争点整理の結果

を訴訟手続で活用できれば，訴訟手続における争点整理を円滑化することができるのではないか。

・　ＡＤＲの結果の活用については，複数の手続間の連携を図り，後行手続の審理等を円滑化するという意味では，家事調停と審判・訴訟との関係や，労働審判と訴訟との関係でも，問題となる論点ではないかと思われる。そこで，ＡＤＲと訴訟との関係だけではなく，例えば，家事調停と審判・訴訟との関係等においても，「各手続間の連携を図るための運用上の工夫」を施策の一つとして検討してはどうか。

・　調停と訴訟・審判との連携を検討するに当たっては，調停の結果がすべて訴訟・審判に引き継がれることにより，調停における当事者間の積極的な資料開示や率直な話合いができなくなるなど，調停の機能に悪影響を与えないように留意する必要があろう。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　ＡＤＲ機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入[*18]

ＡＤＲ機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入について，専門家が関与するＡＤＲ機関で事案が整理された場合に特に有用性が高いことに照らし，ＡＤＲ機関の手続において提出された資料が後の裁判ですべて開示されるとなると，当事者が積極的な資料提出を躊躇するのではないかといった指摘も視野に置きつつも，検討を進める。

*18　なお，ADR機関の手続において作成された文書等を訴訟で活用する制度を導入することと同様の趣旨で，家事調停と家事審判・訴訟及び労働審判と訴訟等の裁判所内の複数の手続間においても，先行手続において提出・作成された資料を後行手続で活用すること等について，その有効性や先行手続への影響も考慮しつつ，検討を進めることが考えられる。

3．2　主に証拠収集に関連する要因に関する施策

3．2．1　提訴前の証拠収集処分に関する施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，依頼者が十分な資料収集ができない場合があることや，訴え提起前に相手方との交渉の中で争点整理や証拠開示を行うことが少ないこと，準備が不十分なままでも訴えを提起せざるを得ない場合もあること等の事情により，訴え提起前の準備，検討が十分になされない場合があり，このような場合には，訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすく，判明した事実に応じて法律構成や事実の主張を変更するとなると，相手方の反論も変更することになるなど，争点整理が長期化することになるとの指摘がされている（分析編６頁，７頁）。

○　同報告書においては，提訴前における証拠収集等の手続は利用しにくいとの指摘[*19]がされていることが紹介されている（分析編６頁）。

○　また，統計データをみても，訴え提起前の証拠収集処分はほとんど利用されないまま推移している（分析編７頁【図４】）との指摘がされている（分析編６頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　争点整理が適切に行われるためには，提訴前の準備が重要であり，提訴前の証拠収集処分は当事者の事前の準備，検討において重要な意味を有するが，現在，あまり利用がされていないので，その原因を究明し，必要があれば制度の見直しについて検討を行うべきではないか。

・　提訴前に十分な資料収集ができない点については，依頼者の個性や個別事情に左右されている面があるほか，依頼者が，提訴前においては，手持ちの証拠を開示して争点整理や真相究明を行うよりも，紛争の早期解決に向けた交渉を行うことを優先させるという背景事情もある。また，弁護士の実務慣行としても，提訴前に相手方との交渉の中で争点整理や証拠開示を行うことは少ないことから，当事者の準備不足や争点整理の前倒しを行うべきであるとの観点から提訴前の準備促進のための施策を検討することは相当とはいえない。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　提訴前の証拠収集処分の申立件数をみると，平成22年では，78件と極めて少ない上，平成17年以降，年々減少している。【表５】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　提訴前の証拠収集処分の見直し

争点整理を適切に行うために，提訴前の証拠収集処分があまり利用されていない原因を分析し，必要に応じて制度の見直しを行うことが有効と考えられるが，依頼者の事情や弁護士の実務慣行を理由にしてこのような見直しに消極的な意見があることを考慮しながら，慎重に検討を進める。

---

*19　訴えの提起前における証拠収集処分等では，提訴予告通知（民事訴訟法132条の２）が必要とされ，相手方の意見を聴く必要がある（同法132条の４）。したがって，申立人が予定している訴えの概要とともに，訴え提起前における証拠収集処分があったこと，その請求先がどこであるかなどについても相手方が知ることができることになっていることが，この制度があまり利用されない理由の一つであるとの指摘がある（加藤新太郎ほか「事実認定と立証活動　証拠・データ収集の方法と事実認定」判例タイムズ1248号５頁［山浦善樹発言］，10頁［村田渉発言］（平成19年）参照）。

３．２．２　文書送付嘱託の実効化に関する施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，近時，いわゆる個人情報保護法の制定によって個人情報保護の意識が高まり，文書送付嘱託や弁護士法23条の２に基づく照会に対しても，個人のプライバシー保護を理由として文書の送付を拒絶されるケースが散見されること，当事者が資料の送付を受けられない場合には，当該資料に基づいた主張を行うなどの訴訟活動ができなくなり，資料の送付が受けられるまで訴訟が進行しないこととなるため，審理が長期化することが指摘されている（分析編22頁）。

○　また，同報告書においては，弁護士ヒアリングの結果として，第三者の保有する資料の開示が拒絶される場合があること，金融機関によっては，個人情報の保護を理由として，弁護士法23条の２に基づく照会に応じないことがあること等が紹介されている（概況・資料編190頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　企業等が，個人情報保護等を理由として，文書送付嘱託に応じないケースが増えてきており，証拠収集に支障を来している。文書の所持者からの文書の送付を受けやすくするため，文書送付嘱託の応諾義務を明文化し，その実効性を高めることはできないか。

・　個人情報保護法，公務員法等，守秘義務規定の在り方の検討を行い，その範囲を明確にする必要がある。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　文書送付嘱託の応諾義務の明文化

個人情報保護法等の守秘義務規定の在り方を踏まえつつ，文書送付嘱託の実効性を確保するため，文書送付嘱託の応諾義務を民事訴訟法等の関係法令において明文化することについて，その相当性も含め，検討を進める。

３．２．３　主に証拠収集に関連する要因に関するその他の施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　証拠収集の問題点については，前記３．２．１(1)のとおりである。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　当事者照会制度について利用が進まない理由を探求し，改善策を考える必要があるのではないか。

・　文書提出命令[*20]について，文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等により，更に強化することが考えられないか。

・　争点整理を促進するため当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）[*21]を検討できないか。

・　早期に証拠を収集する観点から，例えば，証言録取制度（デポジション）等の新たな証拠収集制度の導入の可否が検討されるべきである。

---

*20　民事･行政事件に関する文書提出命令の申立件数は，平成17年以降，4000件台から4400件台で推移している（【表８】）。

*21　検証検討会では，委員から，争点整理を促進するため当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）は，当事者が互いに証拠を収集し合うための前提となる制度であるから，前記3.1.2の証拠収集方法の期限内提出制度と密接に関連するとの意見があった。

・　陳述書の証拠開示機能を明確化することによって証言の事前開示を実現することも考えられるのではないか。

・　証拠収集手段を強化するため，証拠の提出に関する裁判所の指示に応じなかった場合の制裁として，日本においても法廷侮辱（アメリカ及びイギリスにおける「Contempt of Court」）のような制裁制度を導入することが可能かどうかを検討すべきではないか。我が国の民事訴訟は，従来，いわゆる非制裁型のスキームに傾斜しているという印象を持っており，今後は，最後の手段としてのサンクションが必要ではないかと考えている。また，「当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）」や「証言録取制度（デポジション）」について検討を進めるのであれば，同じく，アメリカの法制度の特色をなす「法廷侮辱」についても検討を進めることは，有益であると思われる。

・　実務的には，裁判官の訴訟指揮に全く従おうとしない当事者，文書提出命令を発しても全く応じようとしない当事者，裁判所が制止しても，裁判所や相手方への侮辱的な発言を一向に止めようとしない当事者が存在しており，裁判所がこれらの者への対応に苦慮するケースはまれではないので，もし，法廷侮辱に対する制裁制度があれば，適正・充実・迅速な審理を実現する上で極めて有効である。

・　裁判所が当事者への対応に苦慮するケースについては，弁護士強制制度の導入によって解消することも考えられるし，そもそも，困難当事者に対しては，裁判所が丁寧に説明を尽くすことにより対応することが望ましい。また，法廷侮辱に対する制裁の利用により当事者の不信を招いたり，事件が円滑に進行しなくなったりするおそれがあること等も視野に入れる必要がある。法廷侮辱に対する制裁の導入を検討するに当たっては，その必要性を基礎付ける立法事実の有無を，慎重に検討すべきである。

・　実務の実情として，例えば地方部の庁の法廷で，弁護士同士が本人の面前で怒鳴り合うなど，円滑な訴訟運営に支障を来しているケースもあるので，法廷侮辱に対する制裁の導入の背景となっている問題現象は，本人訴訟にとどまらない。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　当事者照会制度の見直し

当事者照会制度があまり利用されていない原因を分析し，必要があれば改善策を考えることも含めて，検討を進める。

○　文書提出義務の拡大等

文書提出命令に関し，文書所持者の負担等も考慮した上で，文書提出義務の更なる拡大や文書の特定の緩和等を行うことが可能かどうかについて検討を進める。

○　当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）や証言録取制度（デポジション）の導入

当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度（ディスクロージャー）の導入や証言録取制度（デポジション）等の新たな証拠収集制度の導入については，諸外国ではそのような制度も存在しているが，我が国の法文化や法体系に馴染むかという点のほか，証言録取の対象となる者の負担等といった課題があるので，制度導入の可否も含めて検討を進める。

○　法廷侮辱に対する制裁の導入[*22]

法廷侮辱に対する制裁については，英米法の法廷侮辱が裁判所の訴訟指揮や判断の実効性の確保に結びついている機能に着目し，多角的な検討を行った上で，制度導入について検討を進める[*23]。

*22　なお，他の制裁型スキームの例としては，前記3.1.5のとおり，攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入が存在する。また，法廷侮辱に対する制裁は，その対象として想定される場面は，証拠収集に限られず，裁判所の訴訟指揮や判断の実効性を確保するために有効と考えられる場面が他にも考えられるが，代表的な対象場面として，便宜上この項目で取り上げた。

*23　検証検討会では，委員から，民事手続において法廷侮辱に対する制裁を導入する場合には，刑事手続においても同様の手当てをしなければならない可能性が高い点について，十分留意する必要があるとの意見があった。

3．3　専門的知見を要する事案に関連する要因に関する施策

3．3．1　専門委員を活用しやすくするための施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，専門的知見を要する事案では，当事者や裁判官にその専門的知見が不足している場合があるために争点整理が長期化すること，その原因としては，専門的知見を踏まえた争点整理に時間を要するという点と，その主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することが指摘されている（分析編18頁）。

○　また，同報告書においては，弁護士ヒアリングの結果として，専門的知見を要する事項の調査等に時間を要する場合があること（概況・資料編188頁），企業法務弁護士ヒアリングの結果として，裁判官が専門的知見に関する事項を理解するのに時間を要すること，専門委員として，問題となる分野に適した専門家や中立な立場の専門家を確保するのが困難であること（分析編18頁，概況・資料編198頁）が紹介されている。

○　さらに，同報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，専門的知見を要する訴訟では，過度に細かい技術的論点等にまで争点が拡散しないよう，専門委員を活用するなど，裁判所に適切な訴訟指揮をしてもらいたいことが紹介されている（概況・資料編198頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　専門的知見が必要となる事件について，専門委員[*24]の選任をスムーズ・機動的に行うため，専門委員をポイント的に任命・選任して機動的に活用するための環境整備等を検討できないか。

・　専門委員の持つ知見をより効果的に訴訟に活用するため，専門委員から，具体的事案に即した専門的知見を述べてもらえるような制度にできないか。例えば，医事関係訴訟では，代理人が，民事訴訟法92条の２の「説明」という文言を厳格に解釈し，専門委員から，一般的・抽象的な説明を超えて，具体的な事案に即した専門的知見を述べてもらうことに，強い抵抗を示す場合も少なくない。しかし，審理の早期の段階で問題点を見極めるために，死亡等の医療事故に至る経過の中で通常求められる治療法や注意等について，専門委員に，専門的知見を述べてもらうことが有効な事案があり，そうした事案の適切な解決のためには，「専門委員による意見陳述」を求めることができるスキームは有益である。

・　専門委員の役割については，同制度を導入した平成15年の民事訴訟法改正の際に議論され，最終的に，「意見陳述」ではなく，「説明」を行うものと整理されたが，専門委員が「意見陳述」を行うことは，鑑定とのすみ分け等についての検討は必要と思われるものの，今後の一つの方策として十分あり得る。

*24　全国の知的財産権関係を除く専門委員の人数は，医療関係が826人，建築関係が546人，その他が143人である（平成22年７月１日現在）。

・　専門委員の役割については，裁判所における建築紛争の解決の支援等のために日本建築学会に設立された司法支援建築会議[*25]においても問題となっており，専門委員にどの程度の説明が求められているのか悩む事例が少なくないため，専門委員の位置付けないし役割を明確にしてもらいたいという意見が指摘されている。

・　各専門分野の学会において，専門委員としての実績を専門家の評価として重くみるような仕組みができれば，専門委員の貢献が報われ，裁判所としても，専門委員をより一層活用しやすくなるのではないか。

・　専門委員制度については，その積極面及び消極面の両面からの検討が必要である。専門委員関与事件が非関与事件より長期化している要因のより深化した検証・分析が必要である。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　大規模庁では，司法支援建築会議の支援や，医療訴訟連絡協議会等を利用した各大学や基幹病院の協力を得て，専門委員の態勢が充実しており，これにより，訴訟の充実・迅速化につながっている。

・　地方部では，専門委員の給源が限られており，十分確保できていない。

・　建築関係の専門委員の確保に苦労している。

（弁護士からの意見）

・　専門委員の活用が進んでいないので，より積極的な活用を図るべきである。

・　専門委員制度は，専門的知見を取得する方法として有益な制度であるので，当事者の意見も聴いた上で，専門委員が関与する期日の回数を増やすなど，積極的に活用してもらいたい。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　専門委員が関与した事件数は，平成17年（207件）から平成22年（499件）にかけて，おおむね増加傾向にあるものの，いまだその関与率は高くなく，典型的な専門訴訟である医事関係訴訟及び建築関係訴訟においてみても，平成22年の関与率は，医事関係訴訟では5.9％，瑕疵主張のある建築関係訴訟では13.8％である[*26]。【表53，54】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　専門委員のより一層の活用

専門的知見が必要となる事件において，専門委員の利用方法を多様化し，専門委員を活用しやすくするため，専門委員の機動的な任命・選任，専門委員による意見陳述等，専門委員のより一層の活用方策について，その活用を妨げる要因についても十分に吟味しながら，検討を進める。

３．３．２　専門的知見の獲得に資する施策等

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，事件の複雑化，専門化，国際化に適正迅速に対応するためには，合議体による審理を活用し，いわば裁判体自体の能力を向上させることのみならず，専門的知見を取得したり法的調査を行ったりする場面において，裁判体を側面からサポートする態勢を整備することも重要

*25　司法支援建築会議の設立から現在に至るまでの経緯等については，仙田満「建築紛争の法的解決」Journal of Architecture and Building Science Vol.126 No.1615 53頁（平成23年）を参照。

*26　もっとも，建築関係訴訟では，専門委員の活用のほか，調停における専門家調停委員の活用により，専門家の協力を得る場合がある。

と思われるが，現在は必ずしも十分な態勢とはいえない状況にあり，専門的知見の取得や法的調査におけるサポート態勢の不十分さが，審理期間を長期化させる要因の一つとなっている可能性があることが指摘されている（分析編25頁）。

○　同報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，専門的知見等を要する事件では，裁判官に事案を理解してもらうのに時間を要すること，裁判官には，業界の最先端の議論に対応できるようにしてもらいたいことが紹介されている（概況・資料編198頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究，蓄積を行ったり，受訴裁判所が当事者の主張を的確に理解・判断することを容易ならしめるような一般的知識等を獲得するための仕組みを設ける，又は充実させることはできないか。

・　裁判所が専門訴訟に適切に対応するためには，専門的な知見の効果的な活用等，専門訴訟特有のノウハウが必要である。そこで，専門訴訟に必要な基礎的な情報やノウハウを蓄積し，専門訴訟の適正・充実・迅速化に役立てていくための態勢を拡充することは考えられないか。また，法情報の検索・共有システムの拡充は考えられないか。

・　事件の複雑化や専門化への対応として，裁判所側の能力向上のための施策が必要であるが，この点は，大都市部の裁判所だけの課題ではない。また，本庁集中部・専門部の設置拡大や支部事件の本庁集約化の方向だけを進めるのではなく，集中部・専門部が設置されていない裁判所における審理の迅速・充実化に向けた検討も必要ではないか。さらに，具体的な施策の内容としては，合議体の拡充等を軸とする全国的な態勢の強化が，その根幹となるのではないか。

・　先端的で複雑困難な問題を含む事案において，裁判官が機動的に調査を依頼できる態勢を裁判所内に設けることができないか，例えば，裁判官の調査を補助するために，ロークラークを参考として，調査官制度を活用することができないか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　大規模庁では，司法支援建築会議の支援や，医療連絡協議会等を利用した各大学や基幹病院の協力を得て，専門委員及び専門家調停委員の態勢や，鑑定人選任のための態勢が充実している。また，大規模庁の専門訴訟においては，弁護士が専門化しているため，裁判所も十分な専門的な知識や情報を有しておく必要があり，専門部や集中部においてノウハウの蓄積や情報発信に努めている。

・　地方の中・小規模庁の中には，給源が限られるため，専門委員等を十分確保できていない庁がある。もっとも，小規模庁では，専門的知見が必要となる事件が極めて少ないため，専門委員が不足している状況にはない。

・　支部では，専門的知見を要する事件はほとんど見当たらない。仮にこの種の事件が係属した場合には，適正・迅速に審理するために，本庁に集約することが望ましい。

・　特に専門部・集中部が設置されていない裁判所では，判例や法律記事の検索システムは，法的問題点に関する調査のためのツールとして有用である。

（弁護士からの意見）

・　大規模庁の集中部では，専門訴訟に関するノウハウが蓄積されつつある。今後は，蓄積された専門分野のノウハウを，どの裁判官でも利用できるような形とした上で，裁判所内で引き継いでいく必要がある。

・　地方の裁判所においても，専門的知見を要する事案に十分対応できるような態勢を整える必要がある。地方部では，弁護士に専門的知見が不足しがちであり，適切な紛争解決のためには弁護士の

専門的知見の不足を裁判所の適切な訴訟指揮で補ってもらう必要がある。また，専門委員等の活用が進んでいないので，より積極的な活用を図るべきである。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　医事関係訴訟，建築関係訴訟及び労働関係訴訟の平均審理期間は，民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて相当長くなっており，特に医事関係訴訟は，その傾向が顕著である。また，前記各訴訟の平均審理期間の経年推移をみると，建築関係訴訟及び労働関係訴訟はおおむね横ばいで推移しており，医事関係訴訟では，平成17年から平成19年にかけて短縮化したものの，それ以後は同年を超える水準で推移している。【図55】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例[*27]としては，以下のものがある。

○　合議体による審理の積極的な活用

後記５．１．３(3)のとおり

○　専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究，蓄積，利用

専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究，蓄積，利用について，大規模庁の専門部・集中部を核とした必要な情報の収集・蓄積の方法，研究機関や専門家団体等との連携の在り方等の点を中心にして，裁判官の的確な審理，判断に有益な施策の検討を進める。

○　法情報の検索・共有システムの拡充

専門部等において蓄積されたノウハウの活用のほか，専門訴訟に関わる法情報の検索・共有システムの拡充について検討を進める。

３．３．３　弁護士の専門化推進

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　専門的知見を要する事案の問題点については，前記３．３．１(1)のとおりである。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見が述べられた。

・　弁護士の専門化を推進するため，弁護士が専門訴訟に対するスキルを獲得するための機会を作るべきである。

・　事件の複雑化や専門化への対応能力向上は，弁護士側にも強く求められている。具体的な施策としては，弁護士会による研修・研究会，サポート専門家とのネットワークの拡充等が考えられる。

・　弁護士の専門化についての弁護士会の取組に対しては，例えば，建築の分野では，職能団体がサポートすることが可能である。

・　弁護士が専門訴訟に対するスキルを有していることを一定の資格化するなど当該スキルを有していることについて外部からも分かるような形にする資格制度を設けるべきである。

・　専門的知見を要する事案において，裁判の迅速・充実化を図るため，弁護士の専門認定制度を導入してはどうか。例えば，専門医認定制度や，フランスにおける弁護士会による弁護士の能力の認定制度が，参考になるのではないか。

・　弁護士による広告は，国民に適切な情報が伝わるような内容とすべきである。

・　弁護士に関する情報が国民へ適切に提供されるように，弁護士広告の規制を利用して，弁護士会

*27　他に，我が国の法制度の下で，国民や当事者の理解が得られるかどうかなどといった問題点も念頭に置きつつ，例えば，アメリカのロークラークを参考とした仕組みを裁判所内に設けることや，調査官制度を活用するため調査官が扱う対象事案を拡張することの可否も含めて，裁判官による機動的な調査を補助する仕組みについて検討を進めることも考えられる。

としての対応を行うことは考えられないか。

・　現在の弁護士広告の規制では，弁護士に対して個別具体的な指導をすることは難しい。

・　弁護士の専門認定制度は，認定する分野の区分けや認定基準，更に誰が認定するのかの設定が難しいため，実現は難しい。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　専門訴訟においては，一方又は双方に専門的知識の乏しい弁護士が就くことがあり，適切な争点整理のマイナスの要因になっている。

・　医事関係訴訟に相当程度専門化した弁護士がおり，その弁護士が代理人として関与した医事関係訴訟では争点整理が円滑に進行している。

（弁護士からの意見）

・　弁護士に関する情報を国民に開示する前提として，弁護士の専門性の確立が必要である。

・　建築関係及び医事関係については，弁護士会内に研究会を設け，弁護士が各分野の専門家に相談できる態勢を整えている。建築関係については，司法と建築学会との連携が進めば，より一層専門的知見の取得が容易になると思われる。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　弁護士による専門訴訟のスキル獲得の機会の確保

弁護士による専門訴訟のスキル獲得の機会を確保するため，弁護士会が専門家団体等との連携を図りながら，弁護士への研修等を充実させることについて，検討を進める。

○　弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設[*28]

弁護士が専門的なスキルを有していることを認定する制度の創設や，その認定に関する情報を国民に適切に伝達するための方策について，実現に向けた実務上の問題点も踏まえつつ，検討を進める。

３．３．４　適切な鑑定人の確保等

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　専門的知見を要する事案の問題点については，前記３．３．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，鑑定実施事件では，争点整理期間が明らかに長くなっていることや（分析編18頁），鑑定の準備段階について，各ヒアリングにおいて，鑑定人の確保の困難が指摘されており，その原因として，鑑定人になり得るような専門的知見を有する専門家は，その本来の専門分野においても多忙であること，裁判所及び当事者が当該専門分野において鑑定人としてふさわしいものが誰であるかの情報を有していないこと等が指摘されていること（分析編23頁，概況・資料編198頁）等が紹介されている。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　裁判手続の中で重要な責務を果たしている鑑定人について，各分野の専門家が鑑定人として裁判手続に協力することにインセンティブを与える制度を設けることはできないか。

・　専門家が鑑定に協力するインセンティブを与えるために，鑑定書を学術的成果として評価の対象とすることが考えられないか。

---

*28　後記5.2.1の「弁護士へのアクセスに関する施策」においても，「弁護士に関する適切な情報開示等」に関する施策として，弁護士の専門認定制度の創設を取り上げている。

・　鑑定書を学術的成果として評価の対象とすることについては，それぞれの鑑定人が属する学術団体に負うところが大きい。

・　適切な鑑定人を確保するため，専門家の所在と専門分野に関する情報を入手しやすくするシステムを作ることも有益である。例えば，建築関係訴訟でも，特に地方では，鑑定人選任のための態勢が十分でないので，このようなシステムを設けるニーズは小さくないと思われる。また，鑑定を依頼する研究機関についても，同様に，事案に応じた適切な研究機関を確保できるようなシステムを作ることができないか。

・　研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか。

・　鑑定人となることにインセンティブを与える制度や研究機関による鑑定の積極的な活用は，従来から指摘されつつも長らく実現されていない課題である。これまで実現できなかった原因についても検討すべきではないか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　鑑定人の確保に資するため，鑑定書の作成を医学会のテーマの一つとして医師の実績とすることができないか。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　平成22年の鑑定を実施した事件の平均審理期間は，医事関係訴訟では48.1月，建築関係訴訟では52.7月であり，実施していない事件（医事関係訴訟21.0月，建築関係訴訟16.7月）と比べて明らかに長くなっている。【表56】

鑑定採用決定から鑑定人指定までの平均期間（なお，有意な分析を行うため，平成21年及び平成22年を合算したものを使用し，一定の事件数を確保した。）をみると，医事関係訴訟では5.6月，建築関係訴訟では3.0月である（第３回報告書で紹介したデータは，医事関係訴訟が4.2月，建築関係訴訟が3.7月である。）。また，後記４．２．２(2)のとおり，適切な鑑定人が確保できた段階で，鑑定採用決定を行う例も少なくないと考えられるため，鑑定採用と鑑定人指定が同日に行われた事件（ただし，人証調べ実施後に鑑定を実施した事件に限る。）について，人証調べ終了日から鑑定人指定日までの統計データ（前記と同様に有意な分析を行うため，平成21年及び平成22年を合算したものを使用した。）をみると，医事関係訴訟では10.1月，建築関係訴訟では8.7月を要している。以上のデータによれば，鑑定採用決定から鑑定人指定までの平均期間が第３回報告書で指摘したデータよりも長期化した医事関係訴訟ではもとより，同期間が短縮化した建築関係訴訟においても，鑑定人選任に相当の期間を要している事例は少なくないものと思われる。【図21，表57】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　鑑定人となることにインセンティブを与える制度の導入

鑑定人となることにインセンティブを与えるため，例えば，鑑定書を学術的成果として専門家としての評価の対象とする仕組みを導入すること等について，これまで実現できていない原因を分析しつつ，検討を進める。

○　研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備

現行法上も，鑑定嘱託[*29]により法人に対して鑑定を嘱託することは可能であるが，これが利用されていない原因を分析するなどして，研究機関による鑑定を積極的に活用することができるような環境整備ができないか更に検討を進める。

---

*29　民事訴訟法218条参照

３．３．５　専門的知見を要する事案におけるＡＤＲの活用

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　専門的知見を要する事案の問題点については，前記３．３．１(1)のとおりである。

○　第３回報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，ＡＤＲがあまり利用されていないことが紹介されている点については，前記３．１．８(1)のとおり（概況・資料編196頁）である。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　ＡＤＲ機関の活動を充実させ，当事者のニーズに適った紛争解決の成果を上げることができるよう，必要な整備を行っていけないか。

・　ＡＤＲ機関による手続を経た後に提訴された事件の場合，同手続の過程において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度を創設することはできないか。

・　ＡＤＲの活用が進めば，その分，ＡＤＲでの解決が困難な複雑事件のみが裁判所において扱われることになり，その結果，訴訟の審理期間は長期化することも予測されるが，他方で，ＡＤＲによって紛争が積極的に解決されるようになれば，その分，訴訟として裁判所に持ち込まれる事件数は確実に減少することになり，裁判所は，このＡＤＲで解決困難な事件にその精力を集中させることができる。

・　専門的知見を要する事案においてもＡＤＲを活用することが重要であり，ＡＤＲで行われた争点整理の結果を訴訟手続で活用できれば，訴訟手続における争点整理を円滑化することができるのではないか。

・　ＡＤＲと裁判所の手続との連携を図るスキームを活用すれば，ＡＤＲの活用も進む。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　当該地域では，建築関係のＡＤＲの利用が進んでいることにより，その分，裁判所に持ち込まれる建築瑕疵事件が減っていると思われる。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

・　例えば，弁護士会が運営しているＡＤＲ機関であるあっせん仲裁センター（平成22年９月現在，全国29か所に31センターが設置されている。）における平成21年の受理件数をみると，「医療過誤事件」が132件，「請負契約をめぐる紛争」が94件，「職場の紛争[*30]」が70件である。【表58】

また，法務局及び地方法務局における筆界特定[*31]の申請件数は，制度が導入された平成18年以降，2500件ないし2800件程度で推移している。他方で，地方裁判所における土地境界確定訴訟の新受件数をみると，平成10年の761件から，平成19年以降は400件前後と半数近くまで減少しており，前記制度が境界紛争解決のニーズを相当程度吸収していることも考えられる。【表59】

さらに，交通事故に関するＡＤＲについて，財団法人日弁連交通事故センターにおける示談あっせん業務の平成21年の受理件数は1871件と，平成17年（1459件）の1.3倍程度に増加しており，また，財団法人交通事故紛争処理センターにおける平成21年の新受来訪者の和解あっせん依頼件数も8537件と，平成17年（6870件）の1.2倍以上に増加しており，交通事故の分野においては，ＡＤＲ

*30　「職場の紛争」には，解雇・退職，労働災害，賃金等に関する紛争が含まれる（日本弁護士連合会「弁護士白書2010年版」284頁（平成22年））。

*31　筆界特定とは，筆界特定登記官が，土地の所有権の登記名義人等の申請により，外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて，土地の筆界の現地における位置を特定する制度であり，平成18年１月に導入された。

の利用が比較的進んでいることがうかがわれる。【表60，61】

⑶　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　ＡＤＲの活動の充実

ＡＤＲの活動を充実させ，その活用を図ることについて，裁判所とＡＤＲとの適切な役割分担の在り方を踏まえながら，検討を進める。

○　ＡＤＲ機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できるような制度の導入

前記３．１．８⑶のとおり

3．4　争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因に関する施策

3．4．1　合議体による審理に関する施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，争点多数の事案や当事者多数の事案は，各争点ごとに個別に主張整理や証拠の整理を行う必要があるため，時間がかかり，争点整理が長期化しがちな事件類型とされている（分析編15頁，16頁）。

○　また，同報告書では，先端的で複雑困難な問題を含む事案においては，抽象的あるいは不明確な法律要件を具体化し，法の不備や欠陥を埋めるなど，これまで先例のない分野における判断が求められ，勢い主張や証拠の量は大部となり，これに専門的知見を要したり，関係者や争点が多かったりという事情も相まって，争点整理が長期化しがちな類型の一つとされている（分析編19頁，20頁）。

○　こうした争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案については，適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要があることから，合議体による審理を活用し，裁判体自体の能力を向上させることが重要である。

しかしながら，平成20年における民事訴訟事件での合議率は民事第一審訴訟（過払金等以外）で6.5％と低い上，単独事件で２年を超える審理期間を要した事件は5000件弱と，合議事件のそれと比べて2.5倍程度にも及ぶことから，合議体による審理がさらに検討されてもよいのではないかと指摘されている（分析編26頁，27頁）。

○　また，同報告書においては，弁護士ヒアリングの結果として，複雑困難な事件であっても，合議体で審理されることが少ないことが紹介されている（概況・資料編192頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　合議体で審理することにより，経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たし，比較的時間的余裕のある左陪席に論点の整理をさせたり，紛争の背景事情等，多面的な調査をしたりした上で，３人の裁判官で充実した議論を行って審理・判断することが可能になるので，合議体による審理をこれまで以上に活用することができないか。

・　医療関係訴訟について，合議体の拡充等を軸とする全国的な態勢を強化すべきである。

・　争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案においては，検討すべき論点が多数に及ぶ場合が多く，論点整理や法的問題点に関する調査に膨大な労力を要するため，特に合議体による審理の積極的な活用のメリットが大きい。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　裁判長の単独事件の配てん割合を右陪席の２分の１としたことで，比較的高い合議率を実現している。

・　裁判長の単独事件の配てんを減らし，合議事件に力を注げる態勢を一部の裁判体で採用している。

・　合議強化のため，右陪席及び左陪席を２人ずつ配置した上で，裁判長の単独事件をこれまでの半

分に減らした部を設けている。スケジュールに比較的余裕のある左陪席を活用することで，審理が迅速・充実化する。

・　合議体で審理すべき事件を決定する基準を設けて，行政事件や労働事件に加え，社会の耳目を引く事件や社会的影響が大きな事件等を合議事件としている。

・　合議事件では，３人の裁判官がそれぞれの異なる経験から知恵を出し合い，議論をしながら，協働して審理を進めることができるメリットがあり，最近増加している企業間紛争やＩＴ関係の困難な事件を適正・迅速に審理するために効果的な態勢である。単独事件の中にも事実上，法律上の難しい争点のある事件があり，合議体で審理するのが相当といえる事件がまだまだある。

（弁護士からの意見）

・　裁判長の単独事件の負担を減らし，合議体による審理をより積極的に活用していくべきである。

・　合議体による審理は，経験の浅い判事補が裁判官としての経験を積む機会としても重要である。

○　関連する統計データとしては，以下のものがある。

平成22年の民事第一審訴訟（過払金等以外）の合議率は，平成20年（前記(1)参照）と比べて更に低下して5.2%になっている。また，民事第一審訴訟（全体）でみると，審理期間が２年を超え３年以内の事件の合議率は21.1%，３年を超え５年以内の事件についても36.5%にすぎず，単独事件で２年を超える審理期間を要した事件数も5516件と依然として多い。【表45，46】

平成21年の民事第一審訴訟（過払金等以外）における，当事者の人数別の合議率をみると，原告及び被告のいずれにおいても，人数の増加に伴って合議率も上昇しているものの，原告数10人以上の事件の45%程度，被告数10人以上の事件の90%程度が単独事件であり，当事者多数の事案でも単独事件の割合は低くはない。【表62】

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，後記５．１．３に記載した一般的な合議体による審理の積極的な活用が，争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案においてはより一層効果的であると考えられることにかんがみ，考えられる施策の例を整理すると，以下のものがある。

○　合議体による審理の積極的な活用

争点又は当事者多数の事案及び先端的で複雑困難な問題を含む事案においては，検討すべき論点が多く，論点整理や法的問題点に関する調査に膨大な労力を要することなどに照らし，多様な観点からの検討を重ね，適正迅速な解決を実現するため，裁判所における人的基盤の整備を図りつつ，合議体による審理をこれまで以上に活用することについて検討を進める。

３．４．２　裁判所による照会に関する施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，先端的で複雑困難な問題を含む事案が争点整理が長期化しがちな類型の一つとして挙げられている（分析編19頁，20頁）。

そして，事件の複雑化，専門化，国際化に適正迅速に対応するため，専門的知見を取得したり法的問題点に関する調査を行ったりする場面において裁判体を側面からサポートする態勢を整備することが重要であることが指摘されるとともに，企業法務弁護士ヒアリングでも，裁判官には，業界の最先端の議論に対応できるようにしてもらいたい，商事専門部以外の裁判官には，商取引や企業活動の実態といった前提事情から説明しなければならず，時間を要するといった指摘がされたことが紹介されている。その上で，現在は，専門的知見の取得や法的問題点に関する調査におけるサポート態勢は必ずしも十分ではなく，このために審理が長期化している可能性があると指摘されている（分析編25

頁）。

○　また，同報告書においては，企業法務弁護士ヒアリングの結果として，専門的知見等を要する事件では，裁判官に事案を理解してもらうのに時間を要すること，裁判官には業界の最先端の議論に対応できるようにしてもらいたいとの要望が紹介されている（概況・資料編198頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　先端的で複雑困難な問題を含む事案については，裁判所が，必要に応じて，行政庁や専門家団体から，立法事実や背景事情等に関する意見や情報の収集ができる制度を創設することはできないか。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（裁判官等からの意見）

・　専門訴訟においては，代理人が専門的で高度な準備を行っている場合にはこれに応じるため，専門的知識の乏しい代理人が就く場合には裁判所が審理を主導するため，裁判所の情報収集能力を向上させる必要がある。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設

現行法上の裁判所からの照会に関する調査嘱託[*32]や，諸外国の制度も参考にしつつ，裁判所が必要と考える際に，行政庁，研究機関，専門家団体等に対し，意見・情報等の照会を行うことができるような制度を創設することが可能かどうかについて検討を進める[*33]。

*32　民事訴訟法186条参照

*33　諸外国の例では，裁判所が事件当事者以外からの情報に触れる例として，アメリカにおけるアミカス・キューリエがあるが，これは，訴訟当事者以外の第三者，例えば，事件に関して事実上の利害関係を有する第三者等から，控訴審ないし上告審の裁判所に対し，意見等を表明するものであり，裁判所自らがその必要性に応じて行政庁等に照会を行うことのみを想定したものではない。なお，現行民事訴訟法改正の折には，平成５年12月20日に法制審議会民事訴訟法部会が出した「民事訴訟手続に関する改正要綱試案」に挙げられているように，裁判所が，当事者の意見を聴いて，第三者的な立場にある公務所又は公私の団体に対し，専門的情報や意見を求めることができる制度を設けることも検討された。

３．５　その他の施策

(1)　第３回報告書において指摘された長期化要因等

○　第３回報告書においては，我が国においては，欧米諸国に比べ，契約に際し，合意内容を書面に残すことが徹底されておらず，ある事実を立証するための証拠として書証等の客観的証拠が不足し，あるいは存在しないことが少なくなく，こうした場合には，当事者は関係者の供述や間接的な事情の積み上げに依拠した立証を行うことになること，そのため，関係者の供述による場合は，人証数が増えるため，争点整理期間が長期化し，また，間接的な事情の積み上げに依拠した立証による場合にも，主張する間接事実が多くなる結果，これに対する相手方の反論も増えて，争点整理に時間を要することになることが指摘されている[*34]（分析編20頁）。

○　また，同報告書においては，裁判官ヒアリングの結果として，客観的証拠が存在しない場合には，審理に時間を要することが紹介されている（概況・資料編204頁）。

(2)　第31回検証検討会以降の検討状況の整理等

○　検証検討会においては，委員から，以下のような意見があった。

・　法教育の浸透や取引内容・経過等を記録化する社会慣行・取引慣行の確立が必要である。

・　将来の紛争に備えて記録を残しておくことが重要であり，この点に関し，原告となり得る国民への啓発活動を推進する必要がある。

○　実情調査では，以下のような意見があった。

（弁護士からの意見）

・　紛争を抱える国民の中には，自分の紛争が法的な問題であるとの認識に至らない人も多く，司法にアクセスするという発想にならないので，義務教育の段階から継続的に法教育を行うことが必要である。

(3)　考えられる施策の検討

以上を踏まえ，考えられる施策の例としては，以下のものがある。

○　法教育の浸透や国民への啓発活動の推進

法教育の浸透や国民への啓発活動の推進等の点について，検討を進める。

*34　例えば，建築関係訴訟については，第３回報告書において，裁判官ヒアリング及び弁護士ヒアリングの結果として，契約書，追加工事か手直しかに関する合意を証する書面等が存在しない場合がある，仮に契約書が存在した場合でも，設計図書が付いていないなど，その記載が簡略すぎたり，必要な取決めを欠いていて不備があることも多いなど，権利関係等を確定するための資料が不十分であることが紹介されているとおり（分析編63頁），特に，客観的証拠の不足が問題となっている。

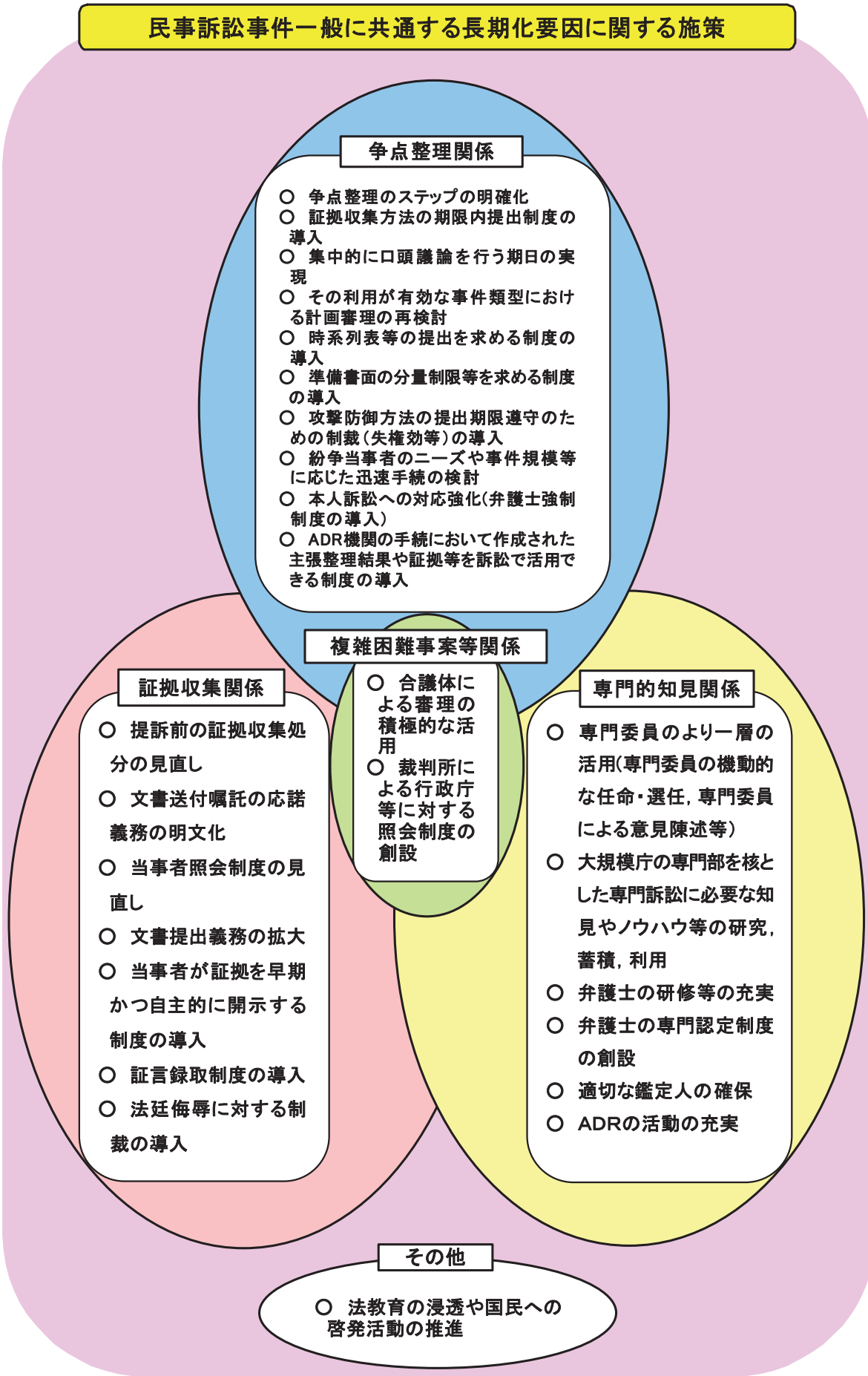
民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策
争点整理関係
○ 争点整理のステップの明確化
○ 証拠収集方法の期限内提出制度の導入
○ 集中的に口頭議論を行う期日の実現
○ その利用が有効な事件類型における計画審理の再検討
○ 時系列表等の提出を求める制度の導入
○ 準備書面の分量制限等を求める制度の導入
○ 攻撃防御方法の提出期限遵守のための制裁（失権効等）の導入
○ 紛争当事者のニーズや事件規模等に応じた迅速手続の検討
○ 本人訴訟への対応強化（弁護士強制制度の導入）
○ ADR機関の手続において作成された主張整理結果や証拠等を訴訟で活用できる制度の導入
複雑困難事案等関係
○ 合議体による審理の積極的な活用
○ 裁判所による行政庁等に対する照会制度の創設
証拠収集関係
○ 提訴前の証拠収集処分の見直し
○ 文書送付嘱託の応諾義務の明文化
○ 当事者照会制度の見直し
○ 文書提出義務の拡大
○ 当事者が証拠を早期かつ自主的に開示する制度の導入
○ 証言録取制度の導入
○ 法廷侮辱に対する制裁の導入
専門的知見関係
○ 専門委員のより一層の活用（専門委員の機動的な任命・選任，専門委員による意見陳述等）
○ 大規模庁の専門部を核とした専門訴訟に必要な知見やノウハウ等の研究，蓄積，利用
○ 弁護士の研修等の充実
○ 弁護士の専門認定制度の創設
○ 適切な鑑定人の確保
○ ADRの活動の充実
その他
○ 法教育の浸透や国民への啓発活動の推進

裁判手続等のIT化検討会

- 司法府による自律的判断を尊重しつつ、民事訴訟に関する裁判手続等の全面IT化の実現を目指すこととし、以下の取組を段階的に行う。　まずは、現行法の下で、来年度から、司法府には、ウェブ会議等を積極的に活用する争点整理等の試行・運用を開始し、関係者の利便性向上とともに争点整理等の充実を図ることを期待する。
- 次に、所要の法整備を行い、関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現することとし、平成34年度頃からの新たな制度の開始を目指し、法務省は、来年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討･準備を行う。司法府には新たな制度の実現を目指した迅速な取組を期待し、行政府は必要な措置を講ずる。
- さらに、所要の法整備及びシステム構築などの環境整備を行い、オンラインでの申立て等を実現することとし、法務省は、必要な法整備の実現に向け、３１年度中の法制審議会への諮問を視野に入れて速やかに検討・準備を行う。
- また、法務省は、オンラインでの申立て等の実現に向けたスケジュールについて、司法府の環境整備に向けた検討・取組を踏まえた上で、３１年度中に検討を行う。
- 第１回（平成２９年１０月）～第９回（令和元年５月）

裁判手続等のIT化検討会

民事裁判手続きのITX

資料1

民事裁判手続のIT化について

我が国の現状

○ 平成16年の民訴法改正で，オンライン申立て等を可能とする規定を整備し，平成18年に支払督促手続についてオンラインでの申立て等を導入したが，民事訴訟一般は最高裁規則等が未整備のため，オンラインでの訴え提起等は不可
○ 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

諸外国の状況

○ アメリカを始めとする欧米諸国では裁判手続のIT化が普及
（もっとも，国により内容等に違いあり）
○ 近年，韓国やシンガポールなどのアジア諸国でも急速に裁判手続のIT化が進展・拡大

これまでの経緯

平成29年6月
「未来投資戦略2017（成長戦略）」

平成30年3月
内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」において，報告書の取りまとめ
「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ
－「3つのe」の実現に向けて－」
①e提出，②e事件管理，③e法廷の実現

平成30年6月
「未来投資戦略2018」

同年7月～
「民事裁判手続等IT化研究会」における検討
（計15回の研究会）
令和元年12月
「民事裁判手続のIT化の実現に向けて」
（報告書）の取りまとめ

研究会報告書の概要

民事裁判手続を全面的に（訴え提起から判決に至るまで）IT化する。



1 訴え提起
オンラインによる訴え提起を認める。
2 送達
事件管理システムを利用した送達を認める。
3 口頭弁論
ウェブ会議等を利用した口頭弁論期日の実現を図る。
4 争点整理
ウェブ会議等の利用を拡充し，効率的な争点整理を実現する。
5 証人尋問
テレビ会議等を利用した証人尋問の要件を緩和する。
6 書証
事件管理システム上の書証の電子データを閲覧する方法による証拠調べを実現する（原本は必要に応じて確認する）。
7 判決
判決書を電子的に作成し（電子署名），事件管理システムにアップロードする。
8 訴訟記録の閲覧等
訴訟記録を電子化した上，当事者については随時のオンラインアクセスを認める。
9 その他
濫訴防止策，特別の訴訟手続の創設等

提案内容① 訴訟の開始（訴え提起，訴状の送達）

訴えの提起

【現 状】 訴状を裁判所の窓口に持参又は郵送する方法しか認められていない。

【問題点】 訴状の窓口への持参又は郵送には時間や手間がかかる。



提案内容

① 裁判所に事件管理システムを設ける。
② 事件管理システムを通じたオンラインによる訴え提起を認める。



オンライン申立ての義務化

段階的な実現を目指すこととしては，どうか？
①任意化（法第132条の10の規則を制定）
②弁護士等の士業者については義務化
③原則義務化
（本人サポートの充実など環境整備が条件）

送 達

【現 状】 郵便によって訴状等を被告に交付する方法によって送達している（特別送達）。

【問題点】 送達が完了するまでに時間がかかる。特別送達の費用も要する。



提案内容

システムを利用した送達
① 通知アドレス（電子メール，SNSなど）の登録制度を設ける （訴訟係属前の事前登録制度については当面は個人は対象外）。
② 訴状等のデータがアップロードされたことを被告に通知し，被告はシステムから訴状等のデータをダウンロードする。
③ 送達時期は，被告がシステム上で訴状等のデータを閲覧した時とする。
④ 被告が一定期間閲覧しない場合に備え，みなし送達のルールを設ける。

課題

通知アドレスの登録がされない場合における**システム送達の特則**（原告の提供するアドレスに通知をし，みなし送達のルールは適用しない）について

⇒ 虚偽のアドレスが提供される危険性

提案内容②　　争点整理・証人尋問

争点整理



【現　状】 電話会議等は認められているが，一方当事者の裁判所への出頭は必要（弁論準備）。

【問題点】期日によっては，双方当事者ともに出頭してもらう必要がない場合も。
遠方の裁判所の場合は往復で1日かかることも。

提案内容

ウェブ会議等を通じて，当事者双方が不出頭でも，争点整理を行えるようにする。

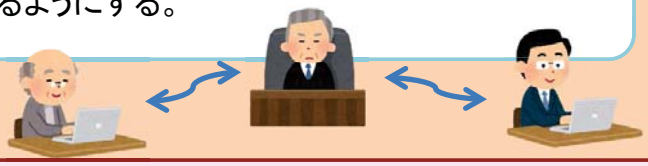

その他

・ウェブ会議の接続先の条件や変更命令のルールも設ける。
・口頭弁論期日，進行協議期日などについても，双方不出頭の期日を認める。

証人尋問

【現　状】 証人は裁判所に出頭し，裁判官の面前で証言するのが原則
例外：①遠隔地に居住している場合，②証人威迫のおそれがある場合は，
テレビ会議による証人尋問も可（最寄りの裁判所への出頭は必要）

【問題点】テレビ会議が使える場合が限定列挙となっており，柔軟な対応ができない。

提案内容

限定列挙となっている現行法の要件を拡充し，
① 年齢や心身の状態も含め裁判所に出頭困難な場合
② 当事者の同意がある場合
についても，ウェブ会議等を利用した証人尋問を認める。

その他

柔軟な対応を確保し，また，適正な尋問を実施する観点から，証人の所在場所については，（通信環境が整備され，かつ，不当な第三者による影響を排除することができる）**適正な尋問を行うことができる場所として最高裁規則で定める地**とする。

提案内容③　　判決・訴訟記録の閲覧等

判　決

【現　状】 判決書は，紙媒体で作成されることを前提として，裁判官が署名押印した上，
当事者に郵便等で送達される（裁判所に出頭して受領することも可）。

【問題点】 判決書の送達まで時間がかかる。

提案内容

・ 判決書は電子的に作成する（電子署名をする）。
・ 事件管理システムに判決書のデータをアップロードし，その旨を通知する。



課題

判決の言渡しについても，みなし送達のルールを適用するか？

⇐ 判決の重要性などに照らして，みなし送達のルールを適用することには慎重にすべきという意見も。

訴訟記録の閲覧等

【現　状】訴訟記録の閲覧・謄写は，裁判所において，裁判所書記官に対して請求をする必要がある。

【問題点】裁判所に出頭する必要がある。



現在検討中の案

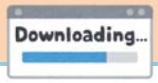

① 訴訟当事者については，いつでも，事件管理システムにアクセスして，訴訟記録の閲覧をし，また，ダウンロードをすることができるようにする。
② 第三者については，裁判所書記官に対して，訴訟記録の閲覧を請求することができる（裁判所内のPCなどで閲覧する。）。
③ 利害関係のある第三者については，裁判所書記官に対して，訴訟記録の謄写を請求することができる。

課題

第三者の閲覧・謄写については，受訴裁判所以外の裁判所からでもアクセスできるようにするか？

実現までの工程表（目標）

2019年度
- 民事裁判手続等IT化研究会の報告書取りまとめ
- フェーズ1（ウェブ会議等を用いた争点整理）の特定庁での実施
- 法制審議会への諮問（2020年2月21日）

2020年度
- 専門部会における調査審議
- フェーズ1の拡大（2020年度以降，順次全国へ）

2021年頃
- 専門部会における調査審議
（中間試案，パブリックコメント，要綱案の取りまとめに向けた議論）
- フェーズ3の先行実施（準備書面等のオンライン提出）（2021年度中（目標）から順次）

2022年頃
- 専門部会における要綱案決定，法制審議会答申
- 改正法案の国会提出
- フェーズ2の一部実施（ウェブ会議等を用いた双方不出頭の争点整理）

2023年～
- フェーズ2の完全実施（口頭弁論のウェブ化）
- フェーズ3の完全実施（訴状を含めたオンライン申立て，記録の電子化の実現）

「成長戦略2018」では，**民事裁判のIT化は段階的に実現していく**こととされており，
①まずは，現行法の下で，ウェブ会議等の運用を拡充し，争点整理等の充実を図る（フェーズ1），
②次に，所用の法整備を行い，関係者の出頭を要しない口頭弁論期日等を実現する（フェーズ2），
③最後に，システム構築などの環境整備を行い，オンライン申立てを実現する（フェーズ3）
とされている。

5

連合会の取り組み

オンライン相談・調停　５０会ネットワークの確立

現状、土地の所在は関西であるが、住所は関東にある利用者からの相談や、息子が遠方に居住しているが、相談・調停には息子も同席したいという事案が多く見られる。

全国５０会を網羅したセンターの強みを活かし、センター同士のネットワーク、遠隔地所有者とのテレビ会議のシステムを導入することで、利用者の利便性の確保、費用・時間の節約を積極的にアピールしたい。

- 相談
  - ・他会センターから
  - ・認定土地家屋調査士事務所から
  - ・自宅から（高齢者、障碍者）
- 調停
  - ・申し立てセンターと他会センター

筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携方策

事前相談

1　現在既に実施している連携方策

法務局とセンターとの合同相談（以下「合同相談会」という）を月１回以上実施している会が１０会、２ヶ月に一度の会が２会、そのうち弁護士も参加している会が５会あった。

その他、年１回程度又は不定期の合同相談会実施会が１２会あった。

2　今後の課題及びその対応策

合同相談会の新規開催を検討するとした会が３会、弁護士を含めた合同相談会の開催を検討するとした会が６会あった。また現在本局において合同相談会を実施している会が、支局出張所等相談場所の拡大を検討するとした会が３会あった。

統一様式での連携を協議した会の内、相談・連絡票の改良を検討するとした会が１１会あった。

日調連ＡＤＲセンターでは、利用者からはワンストップの相談を望む声が多く、それへの対応を検討されている会が増加しているととらえ、現在合同相談会を実施している会の詳細情報を、各会へ情報提供すると共に、合同相談会の各地域への広がりを民事２課とも協議検討したい。

合同相談所

筆界特定？センター滋賀？裁判？

境界問題相談所

大津地方法務局と土地家屋調査士、弁護士が合同で相談を受け、助言。

相談日　　毎月第２、第４木曜日
相談場所　　大津地方法務局
相談時間　　１４時から１７時の一日３組（予約制）

- 事前相談と**事後相談**
- 一時的な相談に終わらない

「振り分け・棲み分け」ではなく、「効果的なつながり」

手続移行

1　現在既に実施している連携方策

ＡＤＲから筆界特定へ手続を移行する場合、法務局に対して経過を説明している会が８会、両当事者の同意を得て資料を提供している会が２会、同行案内をしている会が１会あった。

2　今後の課題及びその対応策

従来から守秘の問題で連携が進まないところであり、５会から法改正が必要であるとの提言をいただいた。その他、多くの会からは協議継続の回答がよせられた。

連携の中でも手続移行は、連携の本質と考えており、たとえば筆界特定からＡＤＲへ移行される場合、筆界特定で収集又は作成した資料、たとえば委託測量をした結果の現況平面図データ、当事者適格を確認した資料、筆界調査委員が収集した資料の引き継ぎを、不動産登記法第１４９条第２項の解釈も含めて、多角的に民事２課との検討協議を継続したい。

情報共有

1　現在既に実施している連携方策

協議会（打合会等を含む）を開催している会が３５会あった。調査士会主催の研修会へ法務局職院が参加している会が７会あった。また少数ではあるが法務局の支局出張所の登記官会同でＡＤＲを説明している会があった。

2　今後の課題及びその対応策

センター研修会への法務局職員の参加を検討した会が１３会あった。また多くの会が協議を継続して実施するとの回答を得た。

法務局職員のADR制度に対する理解が不足していることが重要な課題とも考え、協議会、研修会での情報共有を積極的にできる環境整備に努めたい。

広報

1　現在既に実施している連携方策

共通リーフレットの利用が２７会、ホームページのリンクが１１会、その他、新聞広告、市町の広報誌に掲載、相談会の情報をテレビＣＭ利用、法務局の待合いでスライド放映、法務局の登記事項証明書等持ち帰り封筒にセンター情報を掲載している会があった。

2　今後の課題及びその対応策

共通リーフレットの作成・内容見直しを検討するとした会が１８会、リーフレットの設置場所の拡大の検討をするとした会が１３会あった。設置場所の拡大については、市町、法テラス、警察、弁護士会、裁判所という回答があった。

ホームページのリンクが７会、大阪会が行う筆界特定後の「杭入れ簡易調停」について検討するとした会が５会、市町の広報誌への掲載検討が３会、裁判所への広報検討、モニター活用検討がそれぞれ２会あった。

その他少数意見であるが、司法書士ＡＤＲとの連絡強化（群馬）、県民・官公庁向け講演会・シンポジウムの開催（鹿児島）、空き家対策でＡＤＲを・・・（山口）という回答が寄せられた。

今後は、裁判所との連携、法テラスを通じての市民への情報提供等がスムーズに進むよう各方面への協議を試みたい。

ご注意を!!



土地の境で トラブル に!?

大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

土地の境が あやふや で起こる

大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

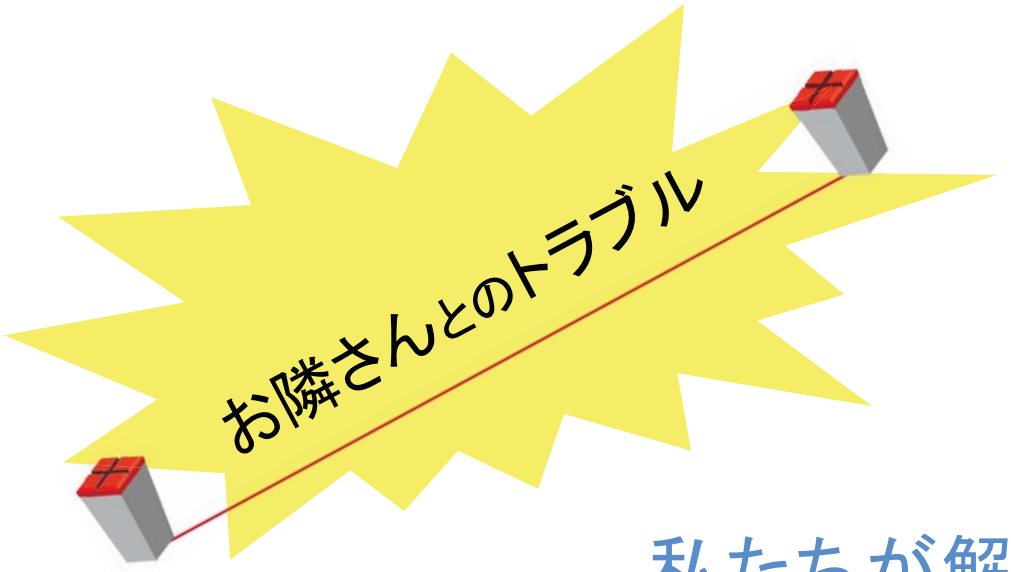



私たちが解決します！

大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。

大津地方法務局 筆界特定室

＋

滋賀県土地家屋調査士会
境界問題解決支援センター滋賀



大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。

お隣さんトラブルって

どんなことがあるの・・・？



大津地方法務局 筆界特定室　と

滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの

お知らせです。

よくある例を1つご紹介しましょう。

昔々、あるところに・・・



大津地方法務局 筆界特定室　と

滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの

お知らせです。

お隣同士で仲良く暮らす
AさんとBさんがいました。

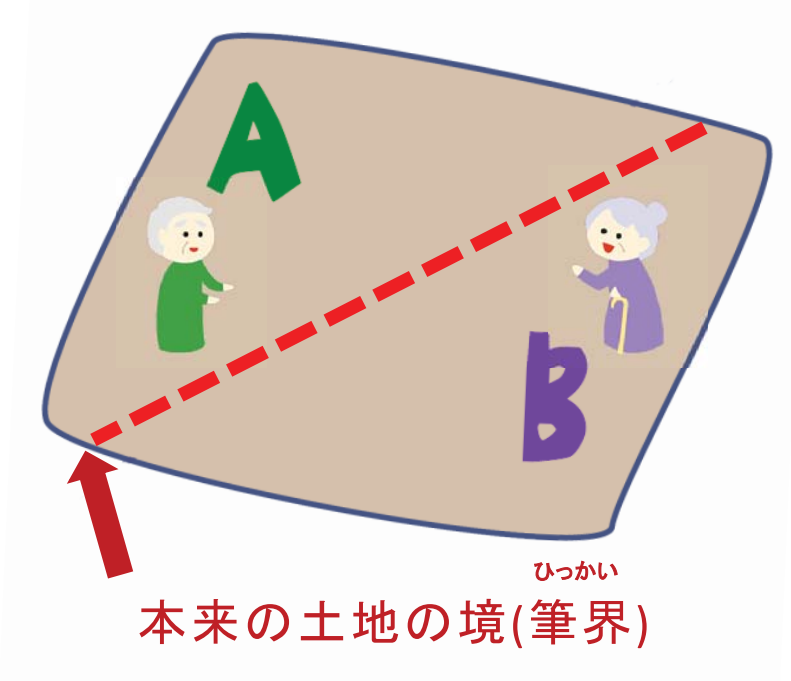

大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

「隣の土地との境が斜めだと、
使い勝手が悪いから」
ということで、**話し合いで**
土地の境を変え、そこに
ブロック壁を設置しました。

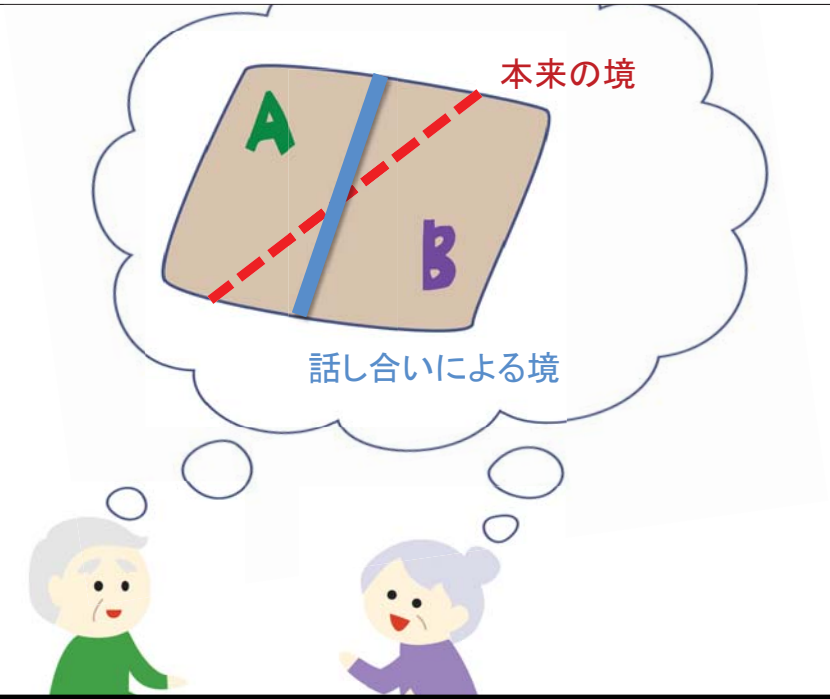

大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

時は流れ……



大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

えっ？なんのこと…？

お前!!
わしの土地に
入ってきとるぞ!!



大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

このケースでは

口約束だけで

登記をしていなかったので

本来の境と**話し合いによる境**の差が

トラブルの元になったのです



大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。

あなたが境と思っていたブロック壁などが

境界線トラブルを引き起こす原因になる場合も…！









大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。

お隣同士で
裁判なんて
嫌よねぇ・・・



大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

大津地方法務局筆界特定室と

滋賀県土地家屋調査士会
境界問題解決支援センター滋賀 が



大津地方法務局 筆界特定室 と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀 からの
お知らせです。

土地の境の特定や
話し合いのサポートをします！！



大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。



大津地方法務局筆界特定室

077－510－2580

滋賀県土地家屋調査士会
境界問題解決支援センター滋賀

077－525－0923

大津地方法務局 筆界特定室　と
滋賀県土地家屋調査士会 境界問題解決支援センター滋賀　からの
お知らせです。

ADR センターの将来を考える

①取り扱う紛争の範囲を拡大する

- 土地の境界に起因する相隣関係
- 現状、地域のコミュニケーション不足の拡大で行政、警察、法務局、弁護士へ相隣関係の相談が増加している。センターへも、境界は概ね明らか
- であるが通行権の問題や建物外壁後退の問題等の相談が寄せられている。相談内容から見ても相隣関係の問題は話し合いでの解決が非常に有用であるため、センターの取り扱う紛争の範囲を拡大し、市民へのサービス向上に努める必要がある。

②弁護士からの助言の受け方について選択肢を増やす。

現状、多くのセンターは相談期日、調停期日において調査士、弁護士が調停委員会を組成し共同で事案に対応している。今後は、一定のケースを想定したうえで、例えば認定調査士が相談員、調停員である場合で、訪問相談（離島、遠隔地、）、現地調停を実施するときは、弁護士はセンターもしくは弁護士事務所に待機し、直ちに助言等が得られる措置を講じたうえで期日を開催することを可能にしたい。同時に期日費用の減額にも繋げたい。

③高齢者、障害者、外国人を積極的に支援する

現状、センター利用者の多くは高齢者である。その相談内容は高齢者が安心して資産を相続予定者に引き継ぎたいという気持ちが伺える。しかし、多くのセンターは都道府県の土地家屋調査士会館１カ所に事務所を構えるだけで、またエレベーター設備もなく高齢者、障害者にとって決して優しい環境ではない。

また、外国人所有土地に関する相談もあり、将来的に相隣関係の事案を扱うとなると、その数も増加が予想される。

ついては、センターはアウトリーチに重点をおき、積極的に訪問対応する体制作りと、

手話等通訳者との連携で、人に優しいセンターの取り組みをアピールする必要がある。

④当事者の支援を充実する

紛争当事者は自分が正しい、自分の味方をしてほしいという心理状態に置かれることが多い。また、どこに、誰に相談していいのかも分からず一人で悩むケースが見受けられる。　センターは事案により認定調査士の紹介、弁護士の紹介、専門家のコラボを提案し、今後の紛争解決に向かうコーディネータ的役割を行い、紛争当事者と共に考えることにより、紛争の早期解決、当事者の心理面の負担軽減につなげ、当事者が今より不幸にならないことを目指す機関となる。

また、休日、夜間でも対応、サポートできる体制を構築する必要がある。センター１カ所だけではなく、「いつでもどこでもＡＤＲ」というスローガンの基、認定調査士に相談業務を任せる。

⑤電話相談、インターネット相談を実施する

現状、電話等相談に取り組んでいるセンターは少ない。その理由として相談員の技量への不安、顔が見えないということで誤解が生じることへの不安、安易な相談の増加による事務負担、本人確認の問題等が考えられる。一方、市民からは電話等による相談を望む声が事務局に寄せられている。今後は、認定調査士が電話等相談のノウハウをしっかり身につけ、電話の録音、文字起こし、スーパーバイザーのチェックを受けるような学習を行い、各事務所で対応できる体制作りが必要である。

⑥法務大臣指定機関を調査士会以外に推進する。

弁護士会のＡＤＲセンター、近隣紛争を扱う司法書士のＡＤＲセンター、建築係るＡＤＲセンターへ認定土地家屋調査士が単独で代理行為を行うことで、土地家屋調査士の知見が活用でき、紛争の早期解決に寄与できる。

⑦手続を簡素化する

ペーパレス化　書類の削減

裁判所の手続を参考に現在のセンター規則が作成された経緯がある。

なるべく書類を少なくすることで、利用がしやすくなる。

⑧事務局機能をブロック単位又は連合会に集約する

センターの説明、苦情対応、相手方の呼び出しを一カ所で行うことで、事務の均一性が確保できる。

認定土地家屋調査士の将来を考える

社会事業部、日調連ADRセンター委員会における議論では、土地家屋調査士法第３条第１項７号、８号以外の業務について、認定土地家屋調査士に限定した業務を設定することは難しい。

よって、７号及び８号業務の深化と、今後予想される法改正の中で、新しい分野での活用を引き続き検討する必要があるとの結論に至った。

１）センターの機能を充実させて、認定土地家屋調査士と協働する

①オンライン等を利用した遠隔地相談、調停

②働き場所の拡大。土地家屋調査士会以外のADRセンターに法務大臣指定を可能性にする。

③事前相談での活用（千葉方式）

④所有者不明問題や空き家問題、相隣関係の相談を受け、たとえ相手方がいなくても解決の道筋を示すことができる組織体を目指す。

例えば、所有者不明ADR、空き家ADRとして相談を受けて認定土地家屋調査士を紹介する。紹介を受けた認定土地家屋調査士は当然、所有者不明、空き家、狭あい道路等建築基準法の知識が必要なため、連合会においてカリキュラムを作成し、履修者に対して修了書を発行する等、相談業務（土地家屋調査士法第3条第1項第8号）の強化を行う

（２） 筆界特定制度との連携での活用

①センター及び法務局で行われる事前相談（振り分け相談）、相談業務での積極的活用と直受けを可能にする。→（土地家屋調査士、弁護士、法務局職員による合同相談会の推進）

（３）司法の分野での活用

①認定土地家屋調査士による出廷陳述権の取得

②専門委員、専門家調停委員への登用

（４）新たな法改正に伴う認定土地家屋調査士の活用

①民法の財産管理制度の見直し→・特定財産を対象とする不在者財産管理人として登用。

・土地所有権の放棄、相隣関係に関連した業務

②土地基本法の一部を改正する法律等で事業主体が筆界特定の申請する場合の申請代理人として活用

（５）土地家屋調査士法の改正に向けた取り組み

①特別研修の試験科目等内容を見直し。→この科目を履修した調査士だからできること。試験内容で一般の調査士ができることできないことを明確に。

②3-1-7「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争・・・」

「紛争の当事者双方からの依頼」の解釈の整理

（６）訴訟での連携を視野に入れた弁護士と認定土地家屋調査士との連携の強化

①紛争未然予防機能を重視し弁護士の理解を得る

②占有・所有の範囲を明確にする図面の作成

③越境物の事実確認、賃貸借の確認とその処理についての依頼者へのアドバイス

④覚書付き筆界確認書、土地境界情報図面の作成

滋賀会の取り組み

自らが行動

大津支部認定調査士の会

- 大津市における境界問題相談
- 大津市の道路担当部署へ無料相談に応じる名簿の提出
- 大津市社会福祉協議会へ連携要請
- アウトリーチ（出張・訪問相談）

学3年生までの保護者に対し、教育相談に応じています。
問教育相談センター　☎527-5525

◆面接相談　9時～17時、明日都浜大津1階で（要予約）。
◆特別支援相談　☎525-7912・☎522-4646（土・日曜日、祝休日を除く）

総合ふれあい相談
暮らしの中でのあらゆる心配ごとや悩みごとの相談に応じます。
問市社会福祉協議会　☎525-9316

◆地域での相談　▷木戸＝6日（水）・20日（水）▷堅田＝5日（火）・19日（火）▷坂本＝6日（水）・20日（水）▷逢坂＝13日（水）・27日（水）▷晴嵐＝1日（金）・15日（金）▷南郷＝18日（月）▷アル・プラザ瀬田＝12日（火）・26日（火）。いずれも13時30分～15時30分。
◆面接相談　9時～17時、明日都浜大津5階で。
◆電話相談　☎525-5250（土・日曜日、祝休日を除く）

11月の市民相談

問市民相談室　☎528-2666（要予約）

［場所］市役所本館1階　市民相談室
※の相談については、申込受付日が祝休日の場合は、翌日に振り替えます。

相談名	相談内容	相談員	相談日	相談時間	申込方法（定員）
※法律相談	相続、離婚、金銭問題、借地借家問題など	弁護士	毎週水曜日 第1・3・5金曜日	9時～12時 13時～16時	その週の月曜日9時から電話で受け付け（各日先着12人）
※女性のための法律相談	離婚、親権、養育費、相続など	女性弁護士	第1・3火曜日 第2・4火曜日	13時～16時 9時～12時	相談日の前週火曜日9時から電話で受け付け（各日先着6人）
※公証人相談	遺言、任意後見等の公正証書作成など	公証人	第4金曜日	13時～16時	その週の月曜日10時から電話で受け付け（先着6人）
税務相談	所得税、譲渡税、贈与税、相続税など	税理士	第3月曜日	13時～16時	相談日当日10時から電話で受け付け（各先着6人）
境界問題相談	土地境界に関する悩み、疑問など	認定土地家屋調査士	第1木曜日（奇数月のみ）		
登記相談	土地・建物の登記、相続に関する登記など	司法書士・土地家屋調査士	第2木曜日		
行政書士相談	官公庁への手続、契約書等の書類作成など	行政書士	第2金曜日		
建築相談	住宅の購入、新・改築、バリアフリーなど	建築士	第3木曜日		
不動産相談	不動産売買、土地賃貸借、土地活用など	不動産鑑定士	第4木曜日		

大型ごみの戸別有料収集日程

［11月～1月］　問ごみコールセンター　☎528-2761

●収集は電話による予約制。予約は申込日の月を含む3カ月先までできます。受付時間は月～金曜日8時40分～17時25分（祝休日、年末年始を除く）。収集希望日の1週間前までに予約してください。
●戸別有料収集は5点を上限とします。5点を超える際には立会いが必要となりますのでご了承ください。なお、手数料券には氏名を記入頂きますが、受付番号の記入でも結構です。

地域	11月	12月	1月
小松、木戸、和邇、小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田	1日(金)・11日(月)・18日(月)・25日(月)	2日(月)・9日(月)・16日(月)・23日(月)	6日(月)・14日(火)・21日(火)・28日(火)
仰木、仰木の里、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎、滋賀、山中比叡平	6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)	4日(水)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	8日(水)・16日(木)・23日(木)・30日(木)
藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所	8日(金)・15日(金)・22日(金)・29日(金)	6日(金)・13日(金)・20日(金)・27日(金)	10日(金)・20日(月)・27日(月)
富士見、晴嵐、石山、南郷、大石、田上、上田上、青山	7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)	5日(木)・12日(木)・19日(木)・26日(木)	9日(木)・17日(金)・24日(金)・31日(金)
瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北	5日(火)・12日(火)・19日(火)・26日(火)	3日(火)・10日(火)・17日(火)・24日(火)	7日(火)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

ありがとうございました。